

蒲郡市予防接種健康被害者見舞金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の区域内に居住する間に予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1項及び蒲郡市予防接種事故災害補償規則（平成22年蒲郡市規則第20号。以下「規則」という。）第3条に規定する予防接種を受けたことによりその健康を害することとなった者（以下「被害者」という。）を救済するため、被害者への見舞金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の交付対象者)

第2条 この要綱により見舞金の交付を受けることができる者は、本市が実施した次の各号に掲げる予防接種の区分に応じ、その健康被害が当該予防接種を受けたことによるものであると当該各号に掲げる者が認定した被害者とする。

- (1) 法に基づく予防接種 厚生労働大臣
- (2) 規則に基づき補償の対象とする予防接種 市長

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、1の年度ごとに被害者1人につき5,000円とする。

(見舞金の交付時期及び回数)

第4条 見舞金の交付の時期及び回数は、当該年度末に1回とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。